

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

半田市長 久世 孝宏

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★（1）介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

（回答）

介護保険料は、計画期間である3年間の支出、収入状況を勘案して算定することになっており、3年間を通じて同一の保険料率となります。第8期(R3～5年度)の介護保険料算定にあたっては、介護給付費準備基金を5億9,000万円取り崩し、保険料基準額を5,600円としており、現時点で8期計画中の保険料引き下げは考えておりません。

保険料の所得段階については、13段階以上の設定を検証しましたが、保険料抑制の効果が見られなかったため、第7期と同様の12段階としております。また、第1～3段階の保険料については、公費を投入し、その一部を軽減しております。

（福祉部 高齢介護課）

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

（回答）

②③④⑤介護保険料及び利用料については、介護保険法、半田市介護保険条例及び同条例施行規則に基づき、必要があると認められた方について減免しています。また、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方(収入要件あり、施設入所者は除く)には、介護サービス費利用者負担の2分の1(介護度により上限設定あり)を助成することで低所得者の負担軽減を図っています。

さらに、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を実施しています。

（福祉部 高齢介護課）

★（２）介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

（回答）

平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画について、保険者への届出が必要となりました。

しかしながら、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもって、サービスの利用制限を行うものではありません。

（福祉部 高齢介護課）

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

（回答）

要支援認定者で現行相当サービスが必要な方には、訪問型・通所型サービスの現行相当サービスをご利用いただいています。

（福祉部 高齢介護課）

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

（回答）

利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう、総合事業についても、国、県、市町村からの財源を充てております。

（福祉部 高齢介護課）

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

（回答）

利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう努めてまいります。

（福祉部 高齢介護課）

（３）基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

（回答）

半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（R3～5年度）期間におきましては、特別養護老人ホームの増床や、小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を計画しております。

（福祉部 高齢介護課）

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)

現在、特別養護老人ホームへの入所希望者で要介護1・2の方につきましても、施設は申し込みを受け付けております。ただし、要介護3以上の待機者もおられるのが現状です。

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針により、施設側から保険者に対して特例入所申し込みがあったことを報告し、特例入所要件に該当するか否かを判断するに当たって参考となる事項について、保険者から意見を求めることになっております。

(福祉部 高齢介護課)

(4) 高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)

「半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」(通所型サービスB地域支え合い型事業)、「半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱」(げんきスポット事業)、「半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱」に基づき、実施団体への活動補助を行っています。

(福祉部 高齢介護課)

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては、平成21年度から実施しています。高額介護サービス費の受領委任払いについては、現時点では実施の予定はありません。

(福祉部 高齢介護課)

- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(回答)

福祉用具購入費として制度に位置付けられれば、保険給付が可能となりますが、現時点では、助成を実施の予定はございません。ご理解いただきますようお願いいたします。

(福祉部 高齢介護課)

★(5) 介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)

介護職員の処遇改善については、令和3年度の報酬改定の中で、既存加算の内容見

直しや単位の上乗せなどが実施されています。

(福祉部 高齢介護課)

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)

介護事業所の人員配置基準は、省令又は省令に基づく条例により定められており、適正に事業運営されていると判断しております。今後、配置基準について国における動向を注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

★(6) 障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

なお、本市では令和元年度分から認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa・Ⅱbの方も対象となるよう、対象範囲を拡大しております。(令和2年1月から「障がい者控除対象者認定書」の交付開始。)

(福祉部 高齢介護課)

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

令和2年度から、令和元年分の認定書を交付した方のうち、引き続き令和2年分も交付の対象となる方へ申請によらず認定書を送付しております。(令和3年1月中旬に発送)

また、要介護者の認定結果通知時に「高齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封し、「介護給付費通知書」の対象者全員にも同様のお知らせを同封しております。このように必要と思われる方へは認定書を送付したり、申請を促しており、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(福祉部 高齢介護課)

2. 国保の改善について

★①保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

（回答）

半田市の国民健康保険事業の単年度収支については、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加により、平成30年度以降年間1～2億円余の赤字となっており、収支不足を国民健康保険支払準備基金等を活用して補てんしている状況です。今後も医療費については増加していくと予想されるため、保険料の引き下げは困難な状況です。

一般会計からの法定外繰入については、国は、必要な支出を国保税や国庫支出金等で賄うことにより国保の安定的な財政運営を図る必要があるという観点から、法定外繰入を解消・削減すべきものとしており、半田市も国の主旨に沿った運営に引き続き努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

（福祉部 国保年金課）

★②保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

（回答）

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困っている国民健康保険の被保険者に係る保険料の減免制度を創設しました。

また、通常実施している減免についても、地方税法第717条に規定のある天災その他特別の事情がある場合等に加え、本市の独自の制度で、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子・父子家庭医療受給者世帯に対する減免、更には、景気低迷に伴う事業の休廃業、雇用情勢の悪化による非自発的な離職などにより、収入が激減し保険料の支払いが困難な方についての減免を設けるなど、制度の充実強化を図っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

（福祉部 国保年金課）

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

（回答）

子どもに係る均等割については、これまでも、国に対して子育て世帯の負担軽減を図るため、均等割を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保するよう全国市長会から要望しております。また、令和4年度から未就学児分の均等割の軽減制度が導入されることとなっております。引き続き、全国市長会から対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充することを要望しており、一般会計による減免制度の実施は考えておりません。

（福祉部 国保年金課）

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合として

ください。

(回答)

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免については、国からの財政支援を受けることができる国が示した基準に基づき実施しています。したがって変更する考えはありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による減免とは別に、前年と比較して所得が3割以上減少した世帯の保険税の減免を従来から実施しています。

(福祉部 国保年金課)

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(回答)

傷病手当金については、社会保険において、被保険者が病気やケガのために会社を休み事業主から十分な報酬が受けられない場合に、被保険者とその家族の生活を保障するために支給されます。半田市の国民健康保険の傷病手当金についても、国の基準に沿って、社会保険と同様に対象者を被用者としております。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の傷病の傷病手当金については考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。

しかし、資格証明書を発行する方は、事前に面談を必ず試み、生活状況の悪化等によって納税誓約の履行が困難であることが判明した場合、収納課で納税相談を行うよう促し、納税誓約の履行状況の改善を図ることなどにより資格証明書を発行する状況にならないように努めており、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しております。

また、保険税の分割納付を履行されている場合は、有効期間を6か月とした保険証を交付しております。

医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の支払いが一時困難である旨の申し出を窓口で行っていただいた場合は、緊急的な対応として、有効期間を6か月とした保険証を交付いたします。医師の診断書は必要ありません。

(福祉部 国保年金課)

★⑦保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについ

ては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答)

国民健康保険税について、一括納付が困難な世帯には、収納課で納税相談を実施し、生活状況等をお聞きしたうえで、滞納者の状況に合わせて減免制度の利用や分割納付に応じております。

短期保険証については、滞納者と納税相談を行い、国民健康保険税の納付を促すことで、できる限りその交付に至らないよう努めています。

また、差押えは滞納者の資産や収入状況を十分に調査した上で、生活困窮に陥ることないように法令に則り執行しています。そして、給与などの差押えについても、法令に基づき、差押禁止額以上の差押えは行っておりません。

(総務部 収納課、福祉部 国保年金課)

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

一部負担金の免除、減額及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、半田市ホームページにより、引き続き実施します。

(福祉部 国保年金課)

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)

70～74歳の簡素化については、令和4年3月送付分から実施予定です。70歳未満については、実施に向けて検討を行っていきます。

なお、令和2年6月送付分より、対象となる全被保険者に対し、あらかじめ受診医療機関等を記載した申請書と返信用封筒を市が郵送し、被保険者は振込先等の記入のみを行い、返信用封筒で返送する方式を取り入れております。

(福祉部 国保年金課)

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

（回答）

差押えは、国税徴収法や地方税法など法令の定めに従い、適正に実施しており、差押禁止財産の差押えは行っていません。

一括納付が困難な方に対しては、納税相談を行い、生活状況等を確認するとともに、その状況に合わせ、納税緩和措置の適用や、分割納付、減免制度の利用に応じています。

（総務部 収納課）

4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

(回答)

コロナ禍においては、生活保護を申請する前に利用できる様々な支援策があります。本市では「暮らし相談室」において、相談者の生活状況を正しく把握し、生活改善に向け最も有効な支援策を提案するようにしているため、申請書を誰もが持ち帰れるよう窓口等に設置する考えはありません。

また、保護申請を受理した場合は、速やかに保護を決定できるよう迅速な事務手続きに努めています。

(福祉部 生活援護課)

- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

(回答)

本市では「暮らし相談室」において、相談者の生活状況を正しく把握し、生活保護を含め、生活改善に向け最も有効な支援策を提案するようにしています。

(福祉部 生活援護課)

- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

(回答)

扶養照会については、申請者から生活歴を聞き取り、申請者の事情を考慮し、その可否を判断しています。扶養義務の履行が期待できると判断される方に対しては、扶養照会を行い、扶養の履行が期待できない者については、扶養照会を行っていません。

(福祉部 生活援護課)

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)

居宅生活が可能である人については、住居が確保できるよう支援していますが、直ちに居宅での生活が困難、又はその可否が判断できない人については、施設等への入居を支援しています。

なお、市内において、本市が所管する生活保護施設はありません。

(福祉部 生活援護課)

- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答)

生活保護を適正に実施するため、社会福祉法に基づいた職員配置ができるよう努め

ています。また、職員の資質向上を図るため、国・県・全国市長会が実施する研修にも積極的に参加しています。

(福祉部 生活援護課)

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

(回答)

新たに保護を開始した世帯及び転居した世帯について、ケースワーカーが居宅を確認し、エアコンが必要と認められた場合は、国の基準によりエアコンを設置しています。また、生活保護を既に受給している世帯については、保護費により設置することとなっているため、エアコン設置の希望があった場合は、社会福祉協議会の貸付制度を利用し設置しています。

生活保護費は、国がその時々^々の社会経済状況等を基に決定したものであり、夏期手当については、国の動向に従い対応していきます。

(福祉部 生活援護課)

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

（回答）

子ども医療費助成制度について、令和2年度から助成対象を中学生から 18 歳年度末まで拡大をしたところです。

（福祉部 国保年金課）

★②子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

（回答）

子ども医療費助成制度については、県の制度から対象を拡大し、小学生は通院医療費の自己負担額の全額を現物給付（窓口無料）しております。

また、中学生は通院医療費の自己負担額の3分の2を助成するとし、市内の医療機関で受診した場合には現物給付（窓口で1割負担）、市外の医療機関で受診した場合には現金給付（医療機関窓口で3割負担、市役所で手続きして2割分を還付）により助成しております。なお、令和2年度から子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末まで」に拡大し、通院費については自己負担額の2/3を入院費については全額を助成しております。

入院時食事療養費の標準負担額の助成については、考えておりません。

（福祉部 国保年金課）

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

（回答）

精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方について、一般の病気、負傷等に対しても自己負担額全額の助成を行っております。

また、自立支援医療（精神通院）対象者は精神手帳の有無や等級に係わらず、自立支援医療適用の精神通院について医療費助成の対象としております。

（福祉部 国保年金課）

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

（回答）

障がい者医療助成制度及び精神障がい者医療助成制度と同様の障がいをもった高齢者に対し助成をしております。さらに、ひとり暮らし高齢者（住民税非課税世帯）や療育手帳C（主たる生計維持者が非課税）の方に助成をしており、住民税非課税世帯など対象の拡大は考えておりません。

（福祉部 国保年金課）

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)

妊産婦医療費助成制度の創設は考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

6. 子育て支援について

(1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

(回答)

本市では、子どもの貧困対策計画の策定には至っていませんが、貧困の連鎖防止のため、支援の必要性の高い子どもへの学習・生活支援や居場所づくりなどを行っています。

(健康子ども部 子育て支援課)

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

(回答)

ひとり親家庭に対するきめ細やかな福祉サービスの展開と母子家庭の母に対する自立の支援ため自立支援計画を策定し、子育て・生活、就業、経済的、養育費取得のサポートを総合的、計画的に展開しています。

また、ひとり親家庭への支援として、自立に向けた就労や学びを支援する自立支援事業、家庭生活を支援する日常生活支援事業を実施しています。その他、ファミリーサポート利用料助成や資格取得就業した場合の支給されなかった受講料の残りの額の支給、高等学校卒業程度認定試験を合格した場合の受験料の支給の事業は、市単独事業として実施しています。

(健康子ども部 子育て支援課)

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

本市では、要保護世帯及び準要保護世帯の中学生を対象とした「学習・生活支援事業」を実施するとともに、18歳以下の児童を対象に学校の長期休暇中の居場所づくりとしての「学習・生活支援事業」を行っています。

「こども食堂」については、市内の実施団体の活動情報を把握し、市民や関係機関への周知を図るとともに、地元農家等からの食材提供の仲介をする等の支援をしています。更に、市内でこども食堂を実施している6団体を集めて意見交換会を重ねる中で、「はんだ子ども食堂ネットワーク」の設立につなげています。

(健康子ども部 子育て支援課)

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準引き下げに伴い、従来、生活保護基準額の1.0倍以下の世帯としていたものを、平成26年度から1.3倍以下の世帯までに拡大しました。それ以外にも、児童扶養手当の受給等の基準を設け、認定を行っています。

(教育部 学校教育課)

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)

申請についての制度周知については、年2回の市報掲載(3月、9月)、ホームページ、学校教育課窓口、学校等で行っています。

なお、平成30年度新入学児童生徒分から、これまで入学後に支給していた新入学学用品費を入学前に支給するよう制度を変更しています。

(教育部 学校教育課)

★(3) 子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答)

給食費については、学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者にご負担いただいております。その額は約5億円となっています。全てを市費から支出することは大きな財政的負担を伴うため、給食費を無償化する考えはありません。

また、就学援助が必要なご家庭の給食費を全額補助するなど、真に必要な世帯への支援は行っており、新たな援助制度の創設による給食費の減額は、現在のところ実施する考えはありません。

(教育部 学校教育課)

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

(回答)

国は「副食費(食材料費)については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則」としています。半田市においても、3～5歳児から徴収している主食費と併せ、副食費の徴収は、国の基準どおり、一部の免除世帯を除き実施していきます。

(健康子ども部 幼児保育課、教育部 学校教育課)

(4) 保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

(回答)

低年齢児保育、延長保育、特徴ある教育・保育等、教育・保育ニーズの多様化が進み、公立と私立の保育園等が連携して対応することが必要となってきています。

令和元年度に「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定し、経営資源等の柔軟かつ効率的な運営が可能な民間事業者のノウハウを活かして、多様な教育・保育ニーズに対応し、保護者の選択の幅を広げるため、公立保育園等の「民営化」を推進しています。

また、公立保育園等については、地域の基幹園として、身近な地域で、保護者の就労の有無によって区分されることなく、等しく教育・保育を受けることができ、適正な定員規模での教育・保育が受けられるよう「認定こども園化」を推進しています。

(健康子ども部 幼児保育課)

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

(回答)

認可保育所の整備・増設については、老朽化等の理由だけに留まらず、多様化する教育・保育ニーズ、待機児童対策、少子化等の課題に対応すべきであると認識しており、より質の高い教育・保育の提供と施設環境の整備を図るため、令和元年度に「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定しました。この計画に基づき、公立幼稚園を含めた施設整備を進めてまいります。

なお、認可外保育施設等の認可化につきましては、現時点で進める予定はありません。

また、認可外保育施設に対しては、毎年度、愛知県とともに実地指導調査を実施しており、指導監督基準を下回る認可外保育施設に対しては、指導・助言を行っております。

(健康子ども部 幼児保育課)

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

(回答)

②でも回答した通り、認可外保育施設に対しては、毎年度、愛知県とともに実地指導調査を実施しており、指導監督基準を下回る認可外保育施設に対しては、指導・助言を行っております。

(健康子ども部 幼児保育課)

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

(回答)

幼児クラスに関しては人数に余裕があるものの、乳児クラスに関しては入所希望者が多く、定員数を超えた入所申し込みがある現状です。その中で、国の配置基準より手厚い半田市独自の配置基準に基づき、加配保育士も含め雇用した保育士等の配置に努めております。

(健康子ども部 幼児保育課)

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

(回答)

民間保育所においては、国の配置基準より手厚い半田市の配置基準に基づき雇用した保育士等の人件費の補助や早延長保育に要した人件費等の補助など、半田市独自の補助や処遇改善を行い、公私間格差の是正を図っています。

(健康子ども部 幼児保育課)

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

(回答)

多機能施設や行動障がい、重度心身障がい対応のグループホームは充足しているとは言えないため、既存の社会資源を活用し、個別のサービス等利用計画にて地域で安心して生活できるよう努めています。

(福祉部 地域福祉課)

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)

居宅介護、重度訪問介護の支給時間については個別のサービス等利用計画に基づき、必要な時間数を支給決定しています。

(福祉部 地域福祉課)

- ③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)

利用者の利用目的や障がい特性、生活環境などの聞き取りを行い、やむを得ない事情と判断した場合には利用できるようにしています。また、施設入所者については、施設職員の支援があることから原則支給は認めていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ④居宅介護（ホームヘルプ）利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

(回答)

入院中のヘルパー派遣については、院内の看護支援体制が整っていることから認めていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

(回答)

障害者総合支援法に基づく福祉サービス利用料については、応能負担の考え方により、低所得者及び非課税世帯に対しては利用者の負担なく事業を行い、また、給食費については負担軽減を行っています。一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めています。このことにより利用料等の負担を無償にすることについては考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

(回答)

介護保険優先原則については、法令等に基づき適切に対応していますが、利用者の状況に応じ、介護保険サービスと障がい福祉サービスの一部併用を行っています。

また、要介護認定で非該当になったことによる、障がい福祉サービスの支給時間の削減はしていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

グループホームや施設の人員体制は、障がい支援区分に基づき人員配置が定められており、適正な人数配置、報酬単価であると判断していますが、今後、国における動向を注視していきます。

なお、半田市単独での補助制度は考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

(回答)

現状の報酬支払い方式は支援に対して支払うものであり適切であると認識しています。

なお、半田市単独での補助は考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

(回答)

地域生活支援事業の報酬単価については、適正なものか随時検討していきますが、現時点での改定は行いません。

(福祉部 地域福祉課)

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

（回答）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、帯状疱疹ワクチンについては、現在、国において、定期化も含め予防接種のあり方について検討されており、その動向を踏まえ判断していきます。

インフルエンザ予防接種については、任意の被接種者に対する費用助成を行う予定はありませんが、特に予防を心がけていただくために、定期予防接種の対象ではない、60歳未満の重症化のおそれのある心臓、腎臓、呼吸器、免疫等の機能に身体障がい者手帳一級程度の障がいを有する方へも、接種の検討を促す個別案内を送付しています。

麻しん（はしか）の予防接種については、定期接種から漏れた任意の被接種者に対する費用助成を行う予定はありません。個別通知による接種勧奨等を行い、乳幼児期の定期予防接種を確実に進めることで、将来的に定期接種を逃す世代を作らないよう取り組んでまいります。

（健康子ども部 保健センター）

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

（回答）

自己負担金の引き下げは予定していません。なお、助成対象者のうち、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、無料で接種を受けられます。

当該年度に65歳になる方を対象とした定期予防接種では、開始から5年が経過する平成30年度まで、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方も対象とする経過措置がとられていましたが、国はその措置を令和5年度まで継続する決定をしました。これにより、未接種の方にも接種機会が確保されることとなります。そのため、半田市独自で行っていた75歳以上の任意予防接種への助成は平成30年度をもって終了し、現在のところ再開する予定もありません。

2回目以降の接種の助成についても、現在のところ予定していません。

（健康子ども部 保健センター）

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)

今後、追加助成の必要性について検討していきます。

(健康子ども部 保健センター)

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

妊婦歯科健診を1回公費負担で実施しています。産婦歯科健診については、現在のところ予定していません。

(健康子ども部 保健センター)

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

保健師等スタッフや歯科衛生士等については、引き続き、業務内容を把握し、その内容に応じ、必要とされる職員配置を今後も適正に行っていきます。

(企画部 人事課)

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答)

後期高齢者の医療費負担のあり方については、2022年から団塊の世代が75歳を向かえはじめ、更なる医療費の増加が予想されることや、制度を支える現役世代への負担が増加していることなど、国民皆保険を維持していくために様々な観点から考える必要があるため、国の検討状況を見守っていきます。

(福祉部 国保年金課)

- ② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答)

国民健康保険については、国に対して、国保の安定的かつ持続的運営のため国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図るよう全国市長会から要望しております。

傷病手当、出産手当の創設については、要望書を提出する考えはありません。

(福祉部 国保年金課)

- ③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

(回答)

国民年金については、持続可能で安心できる制度の構築を図るよう全国市長会から要望しております。

(福祉部 国保年金課)

- ④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

(回答)

国の負担する調整交付金5%の各保険者への完全実施について、機会を捉えて関係機関へ要望をしております。要支援者の訪問介護サービス等は新しい総合事業に移行しましたが、移行後も利用者の状態に応じ必要なサービスは確保されております。また、サービス提供の低下のないよう事業所を指導・監督しております。

(福祉部 高齢介護課)

- ⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)

18 歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

なお、半田市では令和2年度から子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末まで」に拡大し、通院費については自己負担額の2/3を、入院費については全額を助成しております。

(福祉部 国保年金課)

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

(回答)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、地域生活支援拠点等の整備を図ることにより、社会資源の拡充を国とともに推進していきます。報酬単価については、適正であると判断しています。グループホームの人員体制は障がい支援区分に基づき人員配置が定められており、適当な人数配置であると判断していますが、今後、国における動向を注視していきます。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

(回答)

現在、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和3年9月まで、新型コロナウイルス感染症への対応に係る、特例的な評価がなされているところです。半田市としては今後の国の施策の実施状況を注視していきます。

(福祉部 地域福祉課)

(回答)

新型コロナウイルス感染症に関する国・県の施策については、特にその動向を注視し、事業所等にとって必要な支援につながる情報の提供に務めてまいります。

(福祉部 高齢介護課)

(回答)

国民健康保険および後期高齢者医療については、新型コロナウイルス感染症などの療養のため仕事に行けなかった被保険者のうち被用者の方に支給する傷病手当金および新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方の保険税(料)の減免について、国が、国民健康保険税の減免総額(令和3年度分の国民健康保険税)が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて財政措置することとされております。また、傷病手当金については財政措置の適用期間が令和3年12月31

日まで延長されました。半田市としましては今後の国の施策の実施状況を注視していきます。

(福祉部 国保年金課)

(回答)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、国の補助金などを活用して、消毒作業にかかる人件費の補助や消毒液やマスクなどの感染防止用の備品等を購入して保育所等への支援を行っています。

(健康子ども部 幼児保育課)

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

なお、半田市では令和2年度から子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末まで」に拡大し、通院費については自己負担額の2/3を、入院費については全額を助成しております。

(福祉部 国保年金課)

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

精神障がい者医療費助成制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

後期高齢者福祉医療費給付制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(回答)

市町村分として県から交付される県繰入金は、県内市町村の意見を踏まえたうえ

で、地域の実情に応じた項目が定められるため、必要に応じて、愛知県国保運営方針連携会議に意見等を提出してまいります。

(福祉部 国保年金課)

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた医療機関には様々な支援策が国、県等から用意されているところであり、半田市独自で支援を行う予定はありません。今後、市が行う支援策の実施については、国・県の支援策と均衡性を計ったうえで判断していきます。

(健康子ども部 保健センター)

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(回答)

現在、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、令和3年9月まで、新型コロナウイルス感染症への対応に係る、特例的な評価がなされているところです。半田市としては今後の国の施策の実施状況を注視していきます。

(福祉部 地域福祉課)

(回答)

新型コロナウイルス感染症に関する国・県の施策については、特にその動向を注視し、事業所等にとって必要な支援につながる情報の提供に務めてまいります。

(福祉部 高齢介護課)

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

(回答)

地域医療全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(健康子ども部 保健センター)